

新しい原料原産地表示制度－事業者向け活用マニュアル－  
別冊 実践 チェックリストと表示例  
修正箇所一覧表(令和元年9月修正版からの修正)

- 誤植の修正。
- 令和2年3月27日に食品表示基準Q&Aが改正されたことに伴う、引用Q&Aの番号の修正。  
(原原-14が新設され、修正前の原原14～67が原原-15～68に変更されました。)
- 表示例の修正。

該当箇所	修正後	修正前
12ページ 原材料の商品仕様書の例 アレルギー物質情報の表 最後の項目	<u>アーモンド</u> 含まない	<u>魚介類</u> 含まない
32ページ 「商品例 カレー粉」最後の行	Q&A原原- <u>51</u>	Q&A原原- <u>50</u>
36ページ 「商品例 あんぱん 例2」最後の行	Q&A原原- <u>45</u>	Q&A原原- <u>44</u>
41ページ 「商品例 カステラ」最後の行	Q&A原原- <u>51</u>	Q&A原原- <u>50</u>
61ページ 「商品例 はちみつ」最後の行	Q&A原原- <u>51</u>	Q&A原原- <u>50</u>
68ページ 「商品例 食塩 例1」最後の行	Q&A原原- <u>51</u>	Q&A原原- <u>50</u>
68ページ 「商品例 食塩 例2」最後の行	Q&A原原- <u>51</u>	Q&A原原- <u>50</u>
75ページ 「商品例 果実飲料(りんごジュース)」 最後の行	Q&A原原- <u>49</u>	Q&A原原- <u>48</u>

次ページへ続く

修正後

商品例 調合みそ

例

原材料名	米みそ (大豆 (国産)、米、食塩)、豆みそ (大豆、食塩)
------	--------------------------------

Point

- みその個別の記載方法により、「米みそ」と「豆みそ」をまとめ書きしていますが、原材料単位で見ると重量割合上位1位の原材料は米みそに使用された大豆であり、その大豆が国産であった場合の表示例です。
- 「米みそ」と「豆みそ」をまとめ書きすることにより、調合みそ全体で見ると大豆と食塩が複数回表示されますが、それぞれの原材料を合算して比較する必要はありません。
- 原材料が国産品の場合、「国産である旨」(国産、日本、日本産など)に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示(例えば北海道、北海道産)ができます。

☞ マニュアル 22~25 頁、Q&A 原原-14

修正前

商品例 調合みそ

例

原材料名	米みそ (国内製造 (大豆、米、食塩))、豆みそ (大豆、食塩)
------	----------------------------------

Point

- 重量割合上位1位の加工原材料である米みその製造地が、国内製造であった場合の表示例です。
- 加工原材料が国産品の場合、「国内製造」に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名の表示(例えば長野県製造)ができます。

☞ マニュアル 22~25 頁